



# たかずやの里通信

令和6年度 - 第3号 -

…発行日…

令和6年12月1日

…発行人…

児童養護施設 たかずやの里

伊那市東春近7000-8

TEL 0265-72-6456

FAX 0265-72-7607

ホームページ

QRコード ⇒

URL [www.janis.or.jp/users/takazuya03/](http://www.janis.or.jp/users/takazuya03/)



## ♪ふれあいまつり♪

10月13日に第25回たかずやふれあいまつりを開催しました。皆様のご協力があり、見事なまでの晴天に恵まれ盛会となりました。

今年のテーマにある『紡ぐ想い～これからも繋がる私たちの願い～』のように、こども、職員、ボランティアの方々と来場してくださった皆様の笑顔があふれ、テーマどおり様々な想いを紡げたおまつりとなりました。



## 美味しいお米になったよ！

9月14日に稻刈りを行いました。やる気満々なこどもたちは汗を流しながら手刈りをして、はぞに干しました。

そして約1か月経った10月6日に脱穀！稻からもみを外したり、藁を縛ったり、はぞを片付けたりとそれぞれ役割分担をして頑張りました。ほっかほかの美味しい新米は、こどもたちの元気の源です。



## 自然体験



火おこし&調理

10月26日、27日に、国立信州高遠青少年自然の家からのご招待により、“こもれびキャンプ”に参加しました。バーベキュー、魚釣り、夜の山を歩く体験など、日常生活では味わうことができない体験を沢山させてもらい、それぞれのグループでボランティアの方や職員と協力する大切さを学びました。こどもたちには沢山の笑顔が見られ、食欲の秋を堪能し、ゆったりとした時間を過ごしてきました。

## ～養子縁組について～

養子縁組は、養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度です。養子縁組には、①縁組後も実親子関係が存続する「普通養子縁組」と②縁組により実親子関係が終了する「特別養子縁組」の2つがあります。

特別養子縁組は、子どもの利益のために特に必要がある場合に限り、家庭裁判所の手続きにより成立します。また、普通養子縁組であっても未成年者を養子とする場合には家庭裁判所における許可等が必要となります。（※縁組にあたっては年齢要件等の確認事項がいくつかあります。）

# たかずやの日々

## 分園型小規模グループケア施設

現在、令和7年4月の開所を目指して新たな建物を建築中です。「より家庭的な生活を」と国は1グループ8人以内から6人以内に基準を改正しましたので、現在の建物では30人しか生活できなくなります。そこで新たな建物2棟にこども達が4人ずつ生活できるようにすることで定員を38人とし、こども一人ひとりに寄り添った運営をさらに進めていきます。

完成予想図



## 陶芸に挑戦！

ほとんどのこどもにとって初めての体験でしたが、素敵な作品がたくさんできました！



## ほのぼのエピソード



毎日が挑戦と成長のこどもたち！日々こどもたちの姿に勇気と元気をもらいます。

## 児童養護施設のこれから

10月下旬、金沢市で全国児童養護施設長研究協議会が開かれました。そこで話題は児童養護施設（以下、「施設」）の新たな役割と方向性を検討するものでした。国は家庭養育優先原則を打ち出し、里親の割合を増やす方針であり、施設にはより家庭的な環境を整えるよう求めています。

更に、施設には地域における子育て相談機能やショートステイなどの子育て支援機能の充実を求めていきます。施設の事業内容に変化を求める大きな波が押し寄せています。

研究協議会で福岡市内の施設長と同席をしました。人口165万人を抱える大都市・福岡市のこの施設ではショートステイ（短期に子どもを預かる事業）を毎日受け入れており年間1000人～2000人も利用があるそうです。（今年のたかずやの里は30人です。）反面、地方都市では子どもの人口減や里親委託の増加で施設規模の縮小が徐々に進行しています。

各施設とも社会環境が異なるので独自のアイディアが必要になっています。たかずやの里でも児童相談所や市町村と協力して相談機能の充実をはかる予定です。すでにホームページ上で相談を受け付けていますので、ご利用いただければと思います。トップページの「子育てや里親に関する相談窓口」のバナーからお入りください。「気になる」という程度でも結構です。お気軽にご相談ください。 施設長 菅 雄峰

施設紹介動画をご覧いただけます。

<https://takazuyanosato.wixsite.com/recruit/施設紹介動画>

QRコード ⇒

